

京都府依存症等対策推進会議傍聴要領案

1 傍聴の手続

1. 傍聴は事前申込制とし、傍聴希望者は、指定期日までに事務局へ電話又はファックスで申し込むこととする。
2. 定員になり次第、申込みの受付は終了とする。定員は会場規模等を考慮のうえ、座長又は各部会長が決定する。
3. 傍聴人は、会議の開会予定時刻の15分前までに、事務局の指示に従って会場に入室することとする。

2 傍聴に当たって守るべき事項

1. 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
2. のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
3. 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
4. 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
5. 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
6. 会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に座長又は各部会長の許可を得た場合は、この限りではない。
7. その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

1. 上記2の他、傍聴人は、事務局の指示に従うこと。
2. 傍聴人が以上のことを守られない場合は、座長又は各部会長の判断により退場させることができる。
3. 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とすることができる。